

住民税

本試験問題

〔第一問〕

問1 個人の道府県民税（均等割及び所得割に限る。）及び市町村民税における①及び②の制度について、以下の点に留意しつつ、述べなさい。

- ① 条例による減免
 - ・意義
 - ・対象者
 - ・納期との関係において対象となる税額の範囲
 - ・市町村民税において減免が行われた場合の道府県民税の取扱い
- ② 障害者等、納税義務者の事情に着目した住民税独自の非課税制度
 - ・意義
 - ・対象者
 - ・対象となる割の範囲

問2 個人の道府県民税及び市町村民税における申告手続に関して、以下の点について述べなさい。なお、寄附金税額控除に係る申告特例制度（いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」）について述べる必要はない。

- ① 申告書の提出先、提出期限
- ② 申告義務を有する者の範囲と、そのうち申告義務が免除される者の要件
- ③ 所得税の確定申告書が提出された場合の効果

〔第二問〕

② 株式等に係る配当所得に係る収入金額の明細

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会決議年月日	収入金額
a 株式（上場）	年1回	3月	H28.6.25	H28.5.15	65,000
b 株式（上場）	年1回	12月	H28.5.13	H28.4.7	87,000
c 株式（非上場）	年1回	1月	H28.7.20	H28.6.24	160,000

〔注1〕全ての株式の配当について、所得税の確定申告書に記載されている。

〔注2〕a 株式及びb 株式はM源泉徴収選択口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

〔注3〕c 株式は、一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係るものである。

③ 国債の利子 15,000円
〔注1〕平成28年1月1日以後に支払を受け、支払の取扱者所在地はX県である。

〔注2〕国債の利子について、M源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書に記載されている。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕

〔第一問〕

問1 個人住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。）の非課税制度について、その概要を述べなさい。
なお、条例による減免に言及する必要はありません。

●実力完成答練 第3回〔第一問〕

〔第一問〕

問1 個人の住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。）の申告義務について述べなさい。（申告書の記載事項及び源泉徴収票の提出に言及する必要はありません。）

●全国公開模試〔第二問〕資料1

① 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	株主総会決議年月日	収入金額
A 株式（上場）	年1回	1月	H28.4.26	70,000
B 株式（上場）	年1回	3月	H28.6.10	120,000
C 株式（未公開）	年1回	3月	H28.6.20	45,000

〔注1〕全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

〔注2〕A 株式及びB 株式は一般口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されている。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕資料3

① 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	株主総会決議年月日	収入金額
a 株式会社（上場）	年1回	3月	H28.6.27	107,000
b 株式会社（上場）	年1回	1月	H28.4.22	68,700
c 株式会社(非上場)	年1回	7月	H28.10.23	276,500
d 株式会社(非上場)	年1回	3月	H28.6.19	178,700

〔注〕全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税では上場株式については申告分離課税されている。なお、a 株式について負債利子の額が47,000円、b 株式について負債利子の額が10,500円ある。

●直前予想答練 第1回〔第二問〕

① 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	株主総会決議年月日	収入金額
x 株式（非公開）	年1回	3月	H28.6.26	270,000
y 株式（上場）	年1回	12月	H28.3.28	34,000
z 株式（上場）	年1回	3月	H28.6.20	57,000

〔注〕全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告に際して総合課税している。

なお、y 株式の取得に係る負債の利子が61,000円、z 株式の取得に係る負債の利子が59,000円ある。

ズバリ的中!

〔第二問〕

④ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
d 株式(上場)	H28.5.2	H28.7.14	323,000	215,000	7,000	証券会社
e 株式(上場)	H28.7.23	H28.10.1	254,000	403,000	6,000	証券会社

(注1) 上場株式の譲渡についてはM源泉徴収選択口座内で取引され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注2) 甲の確定申告書において、措法37の12の2①と記載されている。

●全国公開模試〔第二問〕資料 I

(4) 譲渡所得に係る収入金額の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
D 株式(上場)	H28.5.20	H28.6.16	3,650,000	3,500,000	5,000	S 証券会社
E 株式(上場)	H28.9.9	H28.10.24	1,240,000	1,450,000	3,000	S 証券会社

(注) 全ての株式の譲渡について S 証券会社の特定口座内で源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

●直前予想答練 第1回〔第二問〕資料 I

(2) 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
A 株式(上場)	平26.7.15	平28.9.5	1,045,000	770,000	3,000	証券会社
B 株式(上場)	平26.4.3	平28.11.28	448,000	500,000	3,000	証券会社
C 株式(上場)	平26.10.25	平28.12.10	232,000	120,000	3,000	証券会社

(注) 全ての上場株式の譲渡について同一の証券会社の特定口座内で源泉徴収され、所得税の確定申告書に申告分離課税の旨が記載されている。なお、平成28年度において上場株式の譲渡損失繰越が218,000円生じており、申告要件等の繰越控除の適用要件を満たしている。

ズバリ的中!

〔第二問〕

- ⑤ 支払社会保険料 730,000円
- ⑥ 支払生命保険料
- ・一般生命保険料（平成5年9月1日締結） 41,000円
 - ・個人年金保険料（平成26年4月3日締結） 57,000円
- ⑦ 支払地震保険料等
- ・旧長期損害保険料（平成18年10月15日締結） 13,000円
 - ・地震保険料 38,000円
- ⑧ 医療機関に支払った金額
- ・甲の疾病の診療・治療にかかった医療費 55,000円
 - ・甲の妻の疾病の診療・治療にかかった医療費 114,000円
 - ・甲及び甲の妻のインフルエンザ予防接種にかかった医療費 5,000円

〔注〕 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

- ⑨ 平成28年中に支出した寄附金の額
- ・Y市に所在する日本赤十字社の支部に対して寄附した金額 12,000円
 - ・P県に対して寄附した金額 13,000円
 - ・Q市に対して寄附した金額 18,000円

〔注〕 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、地方税法施行令第7条の17に該当する寄附金としてのY市に所在する日本赤十字社の支部の領収書と、P県及びQ市の受領証が添付されている。

●全国公開模試〔第二問〕資料Ⅰ

- (5) 支払社会保険料 424,600円
- (6) 支払生命保険料（平成23年12月31日以前に契約を締結している。）
- ① 一般生命保険料 120,000円
 - ② 個人年金保険料 64,000円
- (7) 支払地震保険料等
- ① 旧長期損害保険料（平成18年10月11日締結） 32,000円
 - ② 地震保険料 36,000円
- (8) 医療機関に支払った金額
- ① 甲の疾病の診療・治療にかかった医療費 117,500円
 - ② 甲の妻の疾病の診療・治療にかかった医療費 31,500円
 - ③ 甲及び甲の妻のインフルエンザ予防接種にかかった医療費 5,000円

〔注〕 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

- (9) 支払寄附金額
- ① X県に対して寄附した金額 30,000円
 - ② X県の共同募金会に対して寄附した金額 5,000円
- 〔注〕 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、X県及びX県共同募金会の領収書が添付されている。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕資料Ⅱ

〔資料Ⅱ〕甲が支払った保険料等の状況

- (1) 医療費
- ① 妻に係る分（平成28年8月支払い） 88,600円
 - ② 父に係る分（平成28年5月支払い） 354,120円
- (2) 社会保険料 855,721円
- (3) 生命保険料（平成28年に契約締結。生命保険契約に係る保険料39,000円・個人年金契約に係る保険料27,000円及び介護医療契約に係る保険料12,000円の合計額である。） 78,000円
- (4) 損害保険契約で地震等損害を補てんする契約に係る保険料 44,700円
- (5) 甲県A市所在の日本赤十字社支部に対する寄附金 473,000円
- (6) 甲県C市所在の甲県共同募金会に対する寄附金 284,000円

●実力完成答練 第4回〔第二問〕資料2

〔資料2〕甲が支出した保険料等の状況

- (1) 甲及び同一生計親族に係る社会保険料の支払額 1,362,000円
- (2) 生命保険契約に係る保険料の額194,000円及び個人年金契約に係る保険料の額103,000円
- いずれの契約も、平成23年に締結されたものである。
- (3) 平成21年に締結された損害保険契約で、地震等損害を補填する契約に係る保険料の額 98,000円
- (4) 甲及び同一生計親族に係る医療費の支払額 1,922,500円
- (5) A県C市に所在する日本赤十字社支部に対して支出した寄附金の額 100,000円
- (6) 甲の故郷であるF県G村に対して支出した寄附金の額 50,000円
- (5)及び(6)の寄附金の支出については、所得税の確定申告に際して申告書に領収書を添付して適法に申告している。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕資料2

〔資料2〕甲が支出した保険料等の状況

- (1) 甲及び同一生計親族に係る社会保険料の支払額 1,084,000円
- (2) 生命保険契約に係る保険料の額76,000円・個人年金契約に係る保険料の額63,000円及び介護医療保険料の額55,000円
- いずれの契約も平成26年に締結されたものである。
- (3) 損害保険契約に係る保険料55,000円の内訳
- ① A損害保険契約（平成27年契約締結）で、地震等損害を補てんする契約に係る保険料の額 34,000円
 - ② B損害保険契約（平成18年契約締結）で、火災による損害を補てんする旧長期契約に係る保険料の額 21,000円
- (4) A県C市に所在する日本赤十字社支部に対して支払った寄附金の額 500,000円
- 同支部において収納され、所得税の確定申告に際して同支部の発行した領収書を添付して適法に申告している。

スバリの的中!

〔第二問〕

- (2) 甲の妻（昭和41年6月4日生）（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）
- ① 甲の経営する事業に、年間を通じて専ら従事している。
- (3) 甲の長男（昭和61年2月18日生）
- ① 給与所得に係る収入金額の明細
- ・A社から支払を受けた給与収入金額 5,850,000円
 - ② 一時所得に係る収入金額 1,800,000円
 - ③ 宝くじ当選金に係る収入金額 1,000,000円
 - ④ 支払社会保険料 852,000円
 - ⑤ 支払一般生命保険料（平成25年4月10日締結） 52,000円
 - ⑥ 医療機関に支払った金額
 - ・甲の長男の疾病の診察・治療にかかった医療費 123,000円
- ⑦ 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。
- ⑦ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額
- 350,000円
 - ・前年分の所得税に係る課税総所得金額 3,404,000円
 - ・前年分の所得税額（税額控除前） 253,000円
- 〔注1〕平成26年10月15日から居住の用に供しており、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除額の適用を受けている。
- 〔注2〕なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等は、すべて8%の税率により課されるべき消費税額等であった。
- ③ 妻とは2年前に離婚し、再婚していない。

〔第二問〕

- (4) 甲の長男の子（平成25年5月5日）
- ① 甲の長男の確定申告書において、甲の長男の扶養親族とされている。
- (5) 甲の次男（平成6年10月2日生）（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）
- ① 給与所得に係る収入金額の明細
- ・B社から支払を受けた給与収入金額 1,010,000円
 - ② 国立大学の学生である。
 - ③ 甲の確定申告書において、甲の扶養親族とされている。
- (6) 甲の父（昭和13年11月3日生まれ）の所得等の状況
- ① 老齢厚生年金の収入金額 3,569,000円
- ② 譲渡所得に係る収入金額等の明細
- （単位：円）
- | 区分 | 取得年月日 | 譲渡年月日 | 収入金額 | 取得費 | 譲渡費用 | 譲渡先 |
|-----|----------|----------|------------|------------|---------|-----|
| C土地 | H3.11.15 | H28.5.3 | 53,300,000 | 12,000,000 | 320,000 | 個人 |
| 家屋 | H3.11.20 | H28.5.3 | 21,000,000 | 4,900,000 | 200,000 | 個人 |
| D土地 | H6.6.24 | H28.10.8 | 58,200,000 | 31,000,000 | 450,000 | 国 |
| 骨董品 | H17.6.8 | H28.9.27 | 1,460,000 | 810,000 | 40,000 | 個人 |
| 絵画 | H26.3.2 | H28.8.16 | 840,000 | 630,000 | 50,000 | 個人 |
- 〔注1〕甲の父の確定申告書において、C土地及び家屋の譲渡は、居住用の家屋及び敷地の譲渡であることが証明されており、また、措法第31の3、措法第35と記載されている。
- 〔注2〕甲の父の機定申告件において、D土地の譲渡は国が買い取ったことが証明されている。
- 〔注3〕全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、取得費については、甲の父によって証明されている。
- ③ 支払社会保険料 217,000円

●全国公開模試〔第二問〕資料Ⅱ

【資料Ⅱ】

甲と生計を一にする同居の家族の所得等の状況

- (1) 甲の妻（昭和43年2月13日生）
- ① 甲の経営する事業に、年間を通じて専ら従事している。
- ② 事業所得及び不動産所得を生ずべき2つの事業に従事しており、また、当該それぞれの事業に従事した分量は明らかではない。
- (2) 甲の長男（昭和63年9月22日生）
- ① 給与所得に係る収入金額 3,752,000円
 - ② 一時所得に係る収入金額 750,000円
 - ③ 支払社会保険料 389,200円
 - ④ 支払一般生命保険料（平成23年12月31日以前に契約を締結している。） 79,000円
 - ⑤ 甲の長男の疾病の診察・治療にかかった医療費 45,000円
- ⑦ 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

●全国公開模試〔第二問〕資料Ⅰ

- ⑩ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額
- ① 前年分の所得税に係る課税総所得金額
- ② 前年分の所得税額（税額控除前）
- ⑦ 平成26年7月12日から居住の用に供しており（特定取得に該当する）、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている。

●全国公開模試〔第二問〕資料Ⅱ

- (4) 甲の次男（平成7年6月7日生）
- ① 給与所得に係る収入金額 1,009,000円
 - ② 国立大学の学生である。
 - ③ 甲の確定申告書において、甲の扶養親族とされている。
- (5) 甲の父（昭和24年10月29日生）
- ① 老齢厚生年金の収入金額 1,774,000円
 - ② 譲渡所得に係る収入金額等の明細
- （単位：円）

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
自動車	H21.4.4	H28.3.31	480,000	800,000	30,000	法人
土地	H13.3.25	H28.4.21	41,100,000	11,400,000	450,000	法人
家屋	H13.4.10	H28.4.21	14,500,000	9,550,000	300,000	法人
書画	H25.2.11	H28.5.10	1,600,000	225,000	0	個人

- 〔注1〕甲の父の確定申告書において、土地及び家屋の譲渡は居住用の敷地及び家屋の譲渡であることが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文等」の欄には租特法31の3及び租特法35と記載されている。
- 〔注2〕全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の父によって証明されている。
- ③ 支払社会保険料 62,800円

●実力完成答練 第2回〔第二問〕資料Ⅰ

- (4) 譲渡所得に関する資料

区分	取得時期	譲渡時期	譲渡先	収入金額	取得費	譲渡費用
絵画	平25.9.16	平28.2.27	個人	3,540,000円	2,240,000円	305,000円
家屋	平15.8.1	平28.10.20	個人	18,170,000円	8,383,000円	359,000円
a土地	平15.8.1	平28.10.20	個人	45,240,000円	20,190,000円	1,028,000円

※ 家屋及びa土地の譲渡は、特別控除の対象となる居住用の家屋及び敷地の譲渡であることが証明されている。なお、所得税の確定申告書に租特法31の3及び租特法35と記載されている。

ズバリ的中!